



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1470	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1471	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
1472	林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課).....	2
1473	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1474	〃	(〃).....	3
1475	(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(砂防課).....	3
1476	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	6
1477	〃	(〃).....	7

○ 公告

	入札公告	(砂防課).....	8
	役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課).....	11

○ 監査公表

	監査公表第20号	17
--	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1470号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年12月21日まで縦覧に供する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成29年11月21日
- 名称
特定非営利活動法人どんぐりはうす
- 代表者の氏名
大江久也
- 主たる事務所の所在地
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1251番地
- 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで安心して活動できる場の少ない障害のある子ども達に、地域のなかで仲間と共に安全で豊かな放課後を過ごせる場を提供し、親も安心して働き生活することができるよう貢献するとともに、地域社会に、福祉に関する知識の普及に努め、障害のある人々や障害者福祉に関する理解を深め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1471号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年11月21日指定した。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 12月号	12080-12	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 12月号	18355-12	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 12月号	17779-12	リブレ
コミック	オンブルー Vol.31	54933-12	祥伝社
コミック	ガッシュ 12月号	12467-12	海王社
コミック	ダリア 12月号	05839-12	フロンティアワークス
コミック	ほんとうに怖い童話 12月号	08103-12	ぶんか社
コミック	絶対恋愛Sweet 12月号	15557-12	笠倉出版社
コミック	アヤ 12月号	18815-12	宙出版
コミック	まんがグリム童話 12月号	08305-12	ぶんか社
コミック	恋愛白書パステル 12月号	19625-12	宙出版
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 12月号	02091-12	ぶんか社
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 12月号	05375-12	コアマガジン
月 刊 誌	実話ナックルズ 12月号	04877-12	ミリオン出版
雑 誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.116	02092-12	ぶんか社
雑 誌	実話BUNKA超タブー Vol.27	05376-12	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1472号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事 業 所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地

5252	坂上加世子	有田郡有田川町吉原1254			○	○	坂上種苗園	有田郡有田川町吉原1254
5253	坂上秀貴	有田郡有田川町吉原956-1			○	○	坂上種苗園	有田郡有田川町吉原1254

和歌山県告示第1473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市南檜杖字上ノ街道616番1地先から同市南檜杖字茶山苔643番1地先まで	旧	5.50 } 42.40	1,283.60	一般国道169号との重用延長1,283.60メートルを含む。

和歌山県告示第1474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市南檜杖字茶山苔643番1地先から同市南檜杖字上ノ街道616番1地先まで	旧	5.50 } 42.40	1,283.60	一般国道168号との重用延長1,283.60メートルを含む。

和歌山県告示第1475号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び留意事項

(1) 業務の名称

- ア (仮称) 和歌山県雨量観測システム構築業務
- イ (仮称) 和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

(3) 留意事項

この入札は、2件の業務の入札を1つにまとめて執行し、落札決定後、業務ごとに契約を締結することとなるので留意すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについても（1）から（4）までの要件を満たす者であること。
- (6) 過去10年間に於いて地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。
- (7) 4に掲げる入札説明会に参加した者であること。
- (8) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあつては、登記事項証明書
- キ 個人にあつては、住民票
- ク 印鑑証明書
- ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申

告書の写し)

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）1建築物の保守管理（小分類）14無線通信設備保守、（大分類）6情報処理（小分類）1システム調査・分析及び（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」の3種目全てに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年12月5日（火）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類等について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、当該入札説明会の終了後から平成29年12月15日（金）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 会議室5-D

(2) 日時

平成29年12月13日（水）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年12月13日（水）から同月25日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により平成29年12月27日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年1月9日（火）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成30年1月11日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

明王寺谷川(4-363-1-026)、白石谷川(4-364-1-062)、石垣谷川(4-364-1-063)、新田谷川(4-364-1-064)、東白石谷川(4-364-2-076)、中井原上谷川(4-364-1-033)、中井原中谷川(4-364-1-034)、中井原下谷川(4-364-2-035)、神戸谷川(4-364-1-005)、峯谷川(4-364-1-041)、椿谷川(4-364-1-038)、松原中谷川(4-364-1-039)、松原上谷川(4-364-1-040)、舟場谷川(4-364-2-051)、横出谷川(4-364-2-052)、松原下谷川(4-364-2-053)、尾和田川右支川(4-364-2-054)、小原谷上川(4-364-1-020)、森の谷川(4-364-1-021)、小原谷下川(4-364-1-022)、寺杣谷川(4-364-1-056)、蓮花寺南谷川(4-364-1-057)、糸川(4-364-1-058-1)、糸川(4-364-1-058-2)、糸川(4-364-1-058-3)、上糸川(4-364-1-059-1)、上糸川(4-364-1-059-2)、舟の谷川(4-364-1-060)、井戸の谷川(4-364-1-061)、下畑谷川(4-364-2-066)、津呂谷川(4-364-2-067)、平谷川(4-364-2-068)、常磐谷川(4-364-2-069)、宮の谷川(4-364-2-070-1)、宮の谷川(4-364-2-070-2)、宮の谷川(4-364-2-070-3)、宮の谷川(4-364-2-070-4)、糸川支川(4-364-2-071)、中の橋谷川(4-364-2-072)、糸川中谷川(4-364-2-073)、竹鼻谷川(4-364-2-074)、吉川谷川(4-364-2-075)、ふけ(Ⅰ-764)、明王寺(1)(Ⅰ-765)、明王寺(Ⅰ-2271)、明王寺(3)(Ⅰ-3745)、中(101)(Ⅱ-40265)、中(102)(Ⅱ-40266)、中(103)(Ⅱ-40267)、中(104)(Ⅱ-40268)、中(105)(Ⅱ-40269)、中(106)(Ⅱ-40270)、中(107)(Ⅱ-40271)、中(108)(Ⅱ-40272)、中(109)(Ⅱ-40273)、中(110)(Ⅱ-40274)、中(111)(Ⅱ-40275)、中(112)(Ⅱ-40276)、中(113)(Ⅱ-40277)、中(114)(Ⅱ-40278)、中(115)(Ⅱ-40279)、中(116)(Ⅱ-40280)、中(117)(Ⅱ-40281)、中峯(101)(Ⅱ-40282)、中峯(102)(Ⅱ-40283)、中峯(103)(Ⅱ-40284)、中峯(104)(Ⅱ-40285)、中峯(105)(Ⅱ-40286)、中峯(106)(Ⅱ-40287)、有原(101)(Ⅱ-40288)、有原(102)(Ⅱ-40289)、青田(101)(Ⅱ-40290)、青田(103)(Ⅱ-40292)、青田(104)(Ⅱ-40293)、青田(105)(Ⅰ-40034)、青田(106)(Ⅱ-40294)、大菌(101)(Ⅱ-40295)、大菌(102)(Ⅰ-40035)、大西(Ⅱ-3323)、大西(101)(Ⅱ-40352)、大西(102)(Ⅱ-40353)、大西(103)(Ⅱ-40354)、大西(104)(Ⅱ-40355)、大西(105)(Ⅱ-40356)、大西(106)(Ⅱ-40357)、吉原女夫石(Ⅱ-3362)、歎喜寺中越(Ⅰ-3774)、観喜寺岩垣(Ⅰ-3775)、中井原天神前(Ⅱ-3341)、中井原山崎(Ⅱ-3343)、川口(Ⅰ-792)、峯ノ谷(Ⅰ-793)、川口北畑(Ⅱ-3353)、川口向山(Ⅱ-3354)、川口座間(Ⅲ-1643)、松原中(Ⅰ-797)、松原上(Ⅰ-798)、松原開廻(Ⅱ-3383)、松原小妻(Ⅱ-3386)、松原尾和田(Ⅱ-3387)、松原高岸(Ⅲ-1640)、立石(1)(Ⅱ-40253)、立石(2)(Ⅱ-40254)、立石(3)(Ⅱ-40255)、立石(4)(Ⅱ-40256)、立石(5)(Ⅱ-40257)、伏羊(1)(Ⅱ-40258)、伏羊(2)(Ⅱ-40259)、伏羊(3)(Ⅱ-40260)、

伏羊(4)(Ⅱ-40261)、伏羊(5)(Ⅱ-40262)、生石(101)(Ⅱ-40296)、生石(102)(Ⅱ-40297)、生石(103)(Ⅱ-40298)、生石(108)(Ⅱ-40303)、生石(109)(Ⅱ-40304)、生石(111)(Ⅱ-40306)、生石(112)(Ⅱ-40307)、生石(113)(Ⅰ-40036)、生石(114)(Ⅱ-40308)、生石(115)(Ⅱ-40309)、生石(116)(Ⅱ-40310)、生石(118)(Ⅱ-40312)、生石(120)(Ⅱ-40314)、生石(121)(Ⅱ-40315)、生石(125)(Ⅱ-40319)、生石(127)(Ⅱ-40321)、生石(128)(Ⅱ-40322)、生石(129)(Ⅱ-40323)、生石(130)(Ⅱ-40324)、生石(131)(Ⅱ-40325)、生石(135)(Ⅱ-40329)、生石(136)(Ⅱ-40330)、生石(137)(Ⅱ-40331)、生石(138)(Ⅱ-40332)、生石(139)(Ⅱ-40333)、生石(140)(Ⅱ-40334)、小原沢谷(Ⅰ-3767)、小原(Ⅰ-3768)、小原道ノ岡(Ⅱ-3335)、小原南田(1)(Ⅱ-3336)、小原南田(2)(Ⅱ-3337)、小原有京(Ⅱ-3338)、小原(101)(Ⅱ-40369)、小原(102)(Ⅱ-40370)、小原(103)(Ⅱ-40371)、小原(104)(Ⅱ-40372)、中村東(Ⅰ-796)、糸川(Ⅰ-3777)、糸川経田(1)(Ⅱ-3363)、糸川経田(2)(Ⅱ-3364)、糸川岩原(Ⅱ-3365)、糸川中垣内(1)(Ⅱ-3366)、糸川中垣内(2)(Ⅱ-3367)、糸川中垣内(3)(Ⅱ-3368)、糸川中垣内(4)(Ⅱ-3369)、糸川中村(Ⅱ-3370)、糸川舟ノ谷(1)(Ⅱ-3371)、糸川舟ノ谷(2)(Ⅱ-3372)、糸川天神前(1)(Ⅱ-3373)、糸川大柱谷(Ⅱ-3374)、糸川天神前(2)(Ⅱ-3375)、糸川天神前(3)(Ⅱ-3376)、糸川山ノ神(Ⅱ-3377)、糸川登尾(Ⅱ-3378)、糸川青木地(Ⅱ-3379)、糸川青木(1)(Ⅱ-3380)、糸川青木(2)(Ⅱ-3381)、糸川中山(Ⅲ-1639)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

安養寺西谷川(4-364-1-004)、青田(102)(Ⅱ-40291)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

瀬川谷(8-421-1-031)、中ノ川右支溪(8-421-2-042)、本川(8-421-2-049)、井鹿川左支溪(8-421-2-050)、狗子の川右支溪(8-421-2-092)、狗子の川左支溪(8-421-2-095)、狗子の川左支溪(8-421-2-096)、狗子ノ川001(8-421-2-097)、狗子ノ川002(8-421-2-098)、狗子ノ川003(8-421-3-010)、狗子ノ川004(8-421-3-011)、狗子ノ川005(8-421-3-012)、中田(I-1885)、大栗須1(II-8137)、大栗須2(II-8138)、地下(II-8139)、大原(II-8140)、南平野(III-4620)、南平野(101)(II-80117)、南平野(102)(II-80118)、南平野(103)(II-80119)、南平野(104)(II-80120)、南平野(105)(II-80121)、南平野(106)(II-80122)、南平野(107)(II-80123)、南平野(108)(II-80124)、宮ノ本(I-1901)、峰1(I-1902)、峰2(I-1903)、狗子ノ川4(I-4650)、狗子ノ川5(I-4651)、狗子ノ川6(I-4652)、狗子ノ川7(II-8167)、狗子ノ川1(II-8170)、狗子ノ川2(II-8171)、狗子ノ川3(III-4531)、狗子ノ川(101)(II-80111)、狗子ノ川(102)(II-80112)、狗子ノ川(103)(II-80113)、狗子ノ川(104)(II-80114)、狗子ノ川(105)(II-80115)、那智山(II-8146)、浜ノ宮1(I-4653)、浜ノ宮5(II-8172)、浜ノ宮6(II-8173)、東志色1(III-4532)、東志色2(III-4533)、浜ノ宮9(III-4534)、浜ノ宮(101)(II-80116)、天満15(II-8189)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部長並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度

(2) 業務の名称

ア (仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務

イ (仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務

(3) 業務の内容

(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務委託仕様書及び(仮称)和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務委託仕様書(以下これらを総称して「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

(5) 留意事項

本件入札は、2件の業務の入札を1つにまとめて執行し、落札決定後、業務ごとに契約を締結することとなるので留意すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第1475号に規定する（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

(2) 期間

平成29年12月5日（火）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、当該入札説明会の終了後から平成29年12月15日（金）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館5階 会議室5-D

(2) 日時

平成29年12月13日（水）午後2時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館2階 会議室2-A

イ 入札日時

平成30年1月16日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書及び業務費内訳書の提出を行う者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成30年1月16日（火）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、業務費内訳書には、1の（2）に掲げる業務ごとに見積った金額の108分の100に相当する金額及びこれらの金額を合計した金額を記載すること。この場合において、その合計した金額と入札書に記載する金額は、同額でなければならない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 落札者との契約は、1の（2）に掲げる業務ごとに締結するものとし、これらの契約の金額は、業務費内訳書に記載する1の（2）に掲げる業務の金額ごとにそれぞれ当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額とする。

(2) 契約を締結する者は、契約ごとにその契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(3) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止措置の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

ア System development / tentative name, Wakayama Prefecture rainfall gauging system

イ System development and system takeover / tentative name, Wakayama Prefecture rainfall gauging system

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 16 January 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 16 January 2018)

(3) Contact point for the notice :

Erosion and Sediment Control Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3171

FAX 073-441-3173

e-mail e0806001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る

入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成29年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

(1) 随時審査受付分

平成30年1月1日を基準日とする入札参加資格について、入札参加資格を有すると認められた日から平成32年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

(2) 業務種目変更受付分

平成30年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資格審査

2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。以下同じ。）、東牟婁振興局申本建設部総務用地課及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課、東牟婁振興局申本建設部総務用地課及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成30年1月4日（木）から平成32年8月31日（月）までとする。

5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認めた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲載して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を有すると認められた日から平成32年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、

測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。) について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲載して公示する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2293

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口	業務種目		申請窓口	
大分類	小分類		大分類	小分類		
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課	2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 建築物周辺清掃・保守			2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。）		
	3 建築物飲料水貯水槽清掃		3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		3 道路凍結防止
	4 ボイラーの運転・清掃・保守			2 ポート等撤去		
	5 建築物ねずみ昆虫等防除			3 道路凍結防止		
	6 シロアリ駆除		4 警備	1 建物警備		5 交通誘導・交通整理・警備
	7 浄化槽保守			2 機械警備		
	8 給排水・換気設備等保守			3 港湾・空港施設警備		
	9 冷暖房設備等保守（ボイラー式のものとは「4」による。）			4 防犯パトロール		
	10 電気設備等の運転・監視			5 交通誘導・交通整理・警備		
	11 電気設備等保守		5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理（収集・運搬）		6 情報処理
	12 音響、放送、時計設備等保守			2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）		
	13 有線通信設備保守			3 一般廃棄物処理（収集・運搬）		
	14 無線通信設備保守		6 情報処理	1 システム調査・分析		情報政策課
	15 テレビ電波障害対策設備保守			2 システム開発・改良・運用・保守		
	16 中央監視設備等保守			3 ハードウェア保守		
	17 昇降機等保守			4 情報処理サービス		
	18 自動ドア保守			5 インターネットコンテンツ作成・運用		
	19 附帯設備保守			6 データ処理		
	20 建具・床等保守					
	21 危険物施設保守					
	22 消防設備保守					
	23 避雷設備保守					
	24 建築物空気環境測定					
	25 建築物等の点検					
	26 建築設備等の点検					

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備 保守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務 事務 集中 課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 船舶無線設備の保守管理	
	11 排水・脱臭処理設備保守管理	
	12 海水・雨水処理装置保守管理	
	13 工業用水道施設運転・保守管理	
	14 工業用水道設備点検・保守管理	
	15 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
8 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 分析機器保守管理	総務 事務 集中 課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	9 ガントリークレーン保守管理	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務 事務 集中 課
	2 貨物運送	

業 務 種 目		申請 窓口		
大分類	小分類			
9 運送・保管	3 自動車運搬	総務 事務 集中 課		
	4 美術品運送			
	5 梱包・発送			
	6 保管			
	7 公用自動車運行・保守管理			
	10 企画・広 告・手配		1 メディア制作	総務 事務 集中 課
			2 広告・広報	
3 デザイン企画制作・写真撮影				
4 大会・イベント企画運営				
5 研修企画実施				
6 旅行手配				
7 賞状等筆耕				
8 速記・テープ起こし				
9 壺花生け込み・貸植木				
11 測定・検 査・調査 研究等	1 環境測定 (水質)	総務 事務 集中 課		
	2 環境測定 (土壌)			
	3 環境測定 (大気質)			
	4 環境測定 (騒音・振動)			
	5 アスベスト濃度測定			
	6 ダイオキシン類測定			
	7 理化学検査・食品検査			
	8 臨床検査 (医療機関外)			
	9 健康診断			
	10 被曝線量測定検査			
	11 調査研究・統計作業 (社会経済分野)			
	12 調査研究・統計作業 (自然科学分野)			
	13 地形調査・測量			

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
12 森林整備等	1 森林整備	森林整備課
	2 森林調査(Ⅰ)	
	3 森林調査(Ⅱ)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	総務事務集中課
	2 学校給食	
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル	総務事務集中課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 林業機械リース・レンタル	
	8 船舶リース・レンタル	
	9 資機材リース・レンタル	
	10 白衣類リース・レンタル	
	11 医療基準寝具類リース・レンタル	
	12 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理	総務事務集中課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務事務集中課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務事務集中課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年10月25日及び11月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月5日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 尾 崎 要 二

和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	平成29年10月25日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成29年11月1日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適切に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金未収金については、平成28年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約723万円となっており、前年度末に比し約146万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 出納員又は収納員でない職員が、歳入金を収納していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 鳥獣保護員の報酬について、翌月中に支払われていなかったもので、適正に処理されたい。
- (オ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (カ) 旅行命令簿において、移動方法の記載を誤り、旅費を過渡ししていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (キ) エレベーター修繕業務において、業務完了後10日以内に検査をしていなかったもので、適正に処理されたい。
- (ク) 切手購入に係る通信運搬費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。
- (ケ) 物品調達台帳において、決裁の事務手続がなされていなかったもので、適正に処理されたい。
- (コ) 成分の分析検査のため資金前渡により購入した健康食品の精算において、納品検査をしていなかったもので、適正に処理されたい。
- (サ) 講習会講師に係る特別旅費の支出において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 委任状なしに代理人に対し支出していた。
 - b 自家用車の使用を承認していた。

ウ 伊都振興局農林水産振興部

平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

エ 伊都振興局建設部

- (ア) 工事請負契約不履行に伴う違約金については、平成28年度末で約59万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 手数料に係る資金前渡の支出負担行為の決裁において、出納機関の合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北農芸高等学校

消防用設備の点検で不良箇所が発見されたにもかかわらず、改善されていなかったもので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立伊都中央高等学校

職員の旅費が支給されていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立きのかわ支援学校

消防用設備の点検で不良箇所が発見されたにもかかわらず、改善されていなかったもので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県橋本警察署

行政財産賃借料において、誤った収入調定により収納していた事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 有田振興局地域振興部

- (ア) 旅費の支出において、宿泊料の調整を誤り、過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) エアコンフィルター取替作業委託契約において、2者以上から見積書を徴していなかったもので、

適正に処理されたい。

(ウ) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。

b 収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていた。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

コ 有田振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約1,479万円となっており、前年度末に比し約104万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約111万円となっており、前年度末に比し約27万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約77万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 平成28年度被爆者健康診断(一般検査)業務委託の履行確認について、検査した職員が支出票等へ検査年月日、職名及び氏名を記載せず、かつ、押印していなかったため、適正に処理されたい。

サ 有田振興局農林水産振興部

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

シ 有田振興局建設部

(ア) 旅行命令簿の作成を誤り、旅費の支給不足が生じた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 行政代執行により撤去された放置船舶の処分費用に係る収入未済額は、平成28年度末で約51万円となっている。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

また、受払ごとの担当者の検印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。

(オ) 納期限までに納入されなかった土地水面使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ス 紀中県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は98.1%と前年度末に比し0.4ポイント増加し、平成28年度末の収入未済額も約1億272万円と、約1,521万円減少して

いる。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約92%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金引き継がれていたため、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立箕島高等学校

小規模修繕において、契約の相手方決定の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立たちばな支援学校

施設入場料に係る資金前渡について、出納機関に合議されていなかったため、適切に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。